

「雇用調整助成金」の申請手續に関するご支援について

当金庫では、新型コロナウイルス感染症により影響を受ける事業者様に対する雇用調整助成金の円滑な申請手續を支援させていただきますのでお知らせいたします。

記

1. 雇用調整助成金の概要

(1) 内容

雇用調整助成金とは、景気の後退や産業構造の変化等経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業等を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を国が助成する制度です。

(2) 対象

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主様

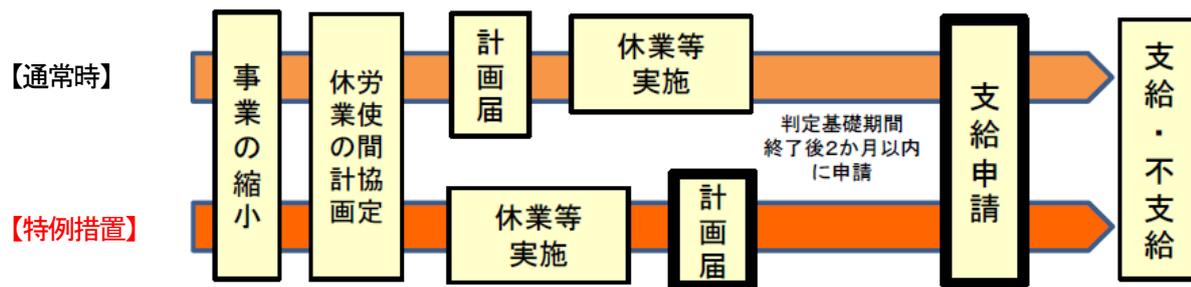
(3) 詳細（一部抜粋）

	通常時	新型コロナウイルス感染症対策 特例措置 【緊急対応期間 4/1～6/30】
対象事業主	経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主（全業種）
要件	生産指標要件（売上高） 3ヶ月10%以上低下	生産指標要件（売上高）を緩和 1ヶ月5%以上低下
助成対象	雇用保険被保険者	雇用保険被保険者以外の労働者も可 （パート・アルバイト等）
助成率	中小企業 2/3 大企業 1/2	中小企業 4/5 大企業 2/3 【解雇等を行わない場合】 中小企業 9/10 大企業 3/4
支給限度日数	1年100日 3年150日	同左+緊急対応期間
支給限度額	労働者1人/8,330円 【教育訓練を実施した場合の加算】 1,200円	労働者1人/8,330円 【教育訓練を実施した場合の加算】 中小企業2,400円 大企業1,800円

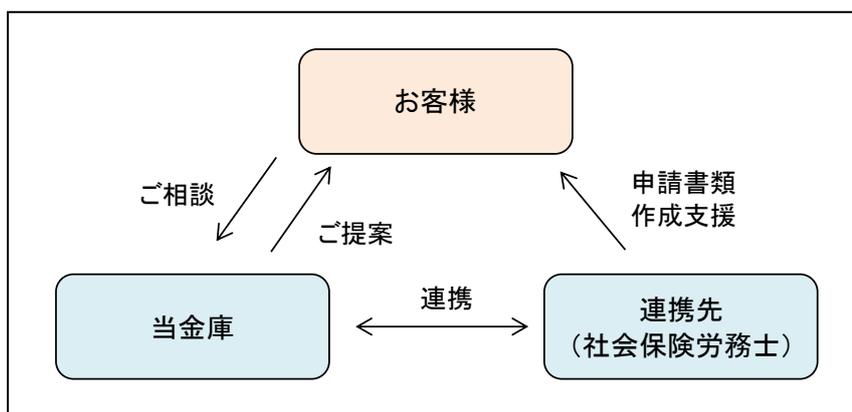
(4) 特例措置のポイント

- イ. 全業種利用可能
- ロ. 生産指標要件の緩和（1ヶ月の売上が10%→5%ダウン）
- ハ. 雇用保険未加入者も認める
- ニ. 中小企業の補助率が4/5、もしくは9/10（解雇が無い場合）
- ホ. 6/30まで計画届の事後申請が可能
- ヘ. 支給の迅速化、手続きの簡素化（記載事項約5割削減）

(5) 受給までの流れ



2. 当金庫の支援体制



3. ご相談の方法

最寄りの店舗窓口および渉外担当者、営業統括本部 地域貢献部までお気軽にご相談ください。

4. その他

社会保険労務士に申請書類の作成を依頼する場合は、費用がかかりますので、あらかじめご了承ください。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】
呉信用金庫 営業統括本部
地域貢献部 (担当: 中島)
電話 (0823) 24-1195